動物用医薬品

承認指令書番号

4 動薬第 912 号

2212-04

消化器系機能異常改善剤

劇薬 指定医薬品 使用基準

テルペラン。経口用

TERPERAN®

メトクロプラミド散剤

【本質の説明又は製造方法】

本剤はメトクロプラミドを成分とする散剤です.メトクロプラミドは胃腸運動を調節する薬物として最も長い使用経験があり、機能の低下した消化管に対し、内容物の輸送を高めるように消化管運動機能を調節し、また、嘔吐を抑制します.

【成分及び分量】

品	名	テルペラン経口用
有	効 成 分	日局メトクロプラミド
分	量	1 g中 15.35 mg (塩酸メトクロプラミド換算 20.00 mg)

【効能又は効果】

牛:第一胃食滞, 単純性消化不良, 胃炎, 腸炎, 第四胃変位, 鼓脹症, その他疾患に伴う食欲不振

【用法及び用量】

牛に対して、1日1~2回、1回量として体重1kg当たり、塩酸メトクロプラミドに換算して下記の量を水に懸濁又は飼料に混じて経口投与する。

第一胃食滞, 単純性消化不良: 0.1 ~ 0.4 mg

胃炎,腸炎,第四胃変位,鼓脹症,その他疾患に伴う食欲 不振: $0.2\sim0.4~\mathrm{mg}$

但し、重症例にあっては上記量の倍量まで増量できる.

【使用上の注意】

(基本的事項)

1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

- ・本剤は効能・効果において定められた目的にのみ使用する こと.
- ・本剤は定められた用法・用量を厳守すること.
- ・本剤の使用に当たっては、適応症の治療上必要な最小限の 期間の投与に止めること。
- ・本剤は獣医師の指導の下で使用すること.
- ・本剤は「使用基準」の定めるところにより使用すること.

注意:本剤は,医薬品,医療機器等の品質,有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので,使用対象動物(牛)について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守して下さい.

牛:食用に供するためにと殺する前3日間又は 食用に供するために搾乳する前72時間

(取扱い及び廃棄のための注意)

- ・変色が認められた場合には使用しないこと.
- ・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分するこ
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意 し、地方公共団体条例等に従い処分すること.
- ・本剤は劇薬であるので適切に保管すること.

- ・小児の手の届かないところに保管すること.
- ・誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと.

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- ・誤って薬剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること.
- ・事故防止のため、作業時には防護メガネ、マスク、手袋等 を着用すること。
- ・本剤との直接接触を避けるとともに、吸い込まないように 注意すること.
- ・皮膚に付着した場合は直ちに水洗いすること.

(牛に関する注意)

- ・本剤の投与前には健康状態について検査し、使用の可否を 決めること。
- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること

(専門的事項)

①重要な基本的注意

・急性鼓脹症の重篤な場合や創傷性胃炎及び消化管の捻転が 疑われる場合は、適切な処置を施した後に投与すること.

②副作用

・本剤の投与によりまれに流涎、不穏状態、四肢あるいは頸部の振せん、運動失調の症状が現れることがある。このような症状が現れた場合には投与を中止すること。症状は通常数時間以内に回復する。

③その他の注意

・本剤の有効成分メトクロプラミドには、in vitro における 試験で変異原性が認められたとする文献報告がある.

【薬理学的情報等】

(薬効薬理)

- ・機能の低下した消化管に対する運動調整作用によって、胃の 運動を亢進させ、幽門部や十二指腸各部を拡張し、胃内容の 停滞を除去する。
- ・中枢性、末梢性いずれの嘔吐をも抑制する。アポモルヒネによる嘔吐に対する抑制効果は、84.2%(犬に $100~\mu$ g/kg皮下注射)であり、また、硫酸銅による嘔吐にも抑制作用を示す。

【包装】

テルペラン経口用: 500 g (10 g× 50 分包)

【製品情報お問い合わせ先】

あすかアニマルヘルス株式会社

〒108-8532 東京都港区芝浦二丁目5番1号

TEL: 03-5439-4188

【電子添付文書情報】

以下より、添付文書情報が確認できます.





あすかアニマルヘルス HP

農林水産省 動物医薬品検査所データベース



🥒 製造販売元

あすかアニマルヘルス株式会社

東京都港区芝浦二丁目5番1号 TEL.03-5439-4188 FAX.03-5439-4191

獣医師,薬剤師等の医薬関係者は,本剤による副作用などによると疑われる疾病,障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において,保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは,上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに,農林水産省動物医薬品検査所(https://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html)にも報告をお願いします.